

東 弁 往 来

第71回 法テラス宮崎法律事務所



宮崎県弁護士会会員
佐々木 美智 (70 期)

2017年12月弁護士登録、東京弁護士会入会。北千住パブリック法律事務所
で養成を受ける。2019年1月宮崎県
弁護士会に登録換え、現在に至る。

法テラス宮崎法律事務所
(宮崎県宮崎市)

1. はじめに

私は、2018年1月から、弁護士法人北千住パブリック法律事務所
で養成を受けました。

養成中は、刑事事件はもちろん、債務整理や後見事件、一般民事事件等、様々な事件を受任しました。

先輩方に、丁寧にご指導いただきながら、同期と切磋琢磨して充実した1年間を過ごさせていただきました。

北千住パブリック法律事務所での教えを胸に、2019年1月、東北生まれ、千葉育ちの私が、今まで足を踏み入れたことのない九州の地に赴任することになりました。

それまで、九州には上陸したこともなく、宮崎、という地がどのようなところなのかイメージも湧かず、赴任の前は不安でいっぱいでした。

ですが、赴任にあたり、北千住パブリック法律事務所内のひまわり基金法律事務所に赴任したことのある先輩方にお話を聞くことができました。

さらに、宮崎の地には、北千住パブリック法律事務所出身の弁護士の方々も複数名いらっしゃり、お話しさせていただくこともできました。

いざ、宮崎に赴任をする、という時には、とてもわくわくした気持ちで赴任することができました。

2. 宮崎について

宮崎県と言えば、皆さま何を思い浮かべるでしょうか。

宮崎県は、とても温暖な気候で、プロ野球チームが毎年キャンプに訪れています。

食べ物どれもおいしく、マンゴー、日向夏、宮崎牛、チキン南蛮等、名物もたくさんあります。

サーフィンやゴルフなど、自然の中で行われるスポーツも活発なのが特徴です。

日々、おいしいものを食べ、楽しく過ごしています。

宮崎県内には現在136名の弁護士がおり(2020年4月1日現在)、弁護士同士の横や縦の繋がりも強いように思います。

3. 法テラス宮崎法律事務所について

法テラス宮崎法律事務所は、常勤弁護士が二人います。都市型の事務所であり、受任に制限はあるものの、様々な事件を受任しています。

法テラス宮崎法律事務所では、私の前任の弁護士が開設した、「支援者相談ダイヤル」というホットラインがあります。

「支援者相談ダイヤル」では、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉や行政のご担当者が、被支援者の抱えている問題について悩まれた際にお電話を一本いただければスタッフ弁護士がまずは事案に応じて簡単なアドバイスをする、というものです。さらに、被支援者が法律相談の必要があるけれども高齢や障がい
を理由に法律事務所まで来ることができない場合は、出張相談に伺っています。

ご相談としては、後見等申立ての事件が最も多く、債務整理のご相談等も多くお寄せいただいております。

私が赴任して最初に受けたご相談は、被支援者のもとに、身に覚えのないかなり昔の請求書が届いている



というご相談でした。

時効のご説明をした時に、「払わなくていいとね（払わなくていいんだね）」と、同行されていた支援者の方と一緒に被支援者の方が喜んでいらしゃったのを覚えています。

支援者相談ダイヤルを受けているうちに、私は、法律相談に自ら来て相談を受けることができない方、法律問題を自分が抱えていることに気づかない方がこれほどまでにたくさんいるということを、東京で養成を受けていたとき以上に実感できるようになりました。

それと同時に、法律問題以外の部分、例えば介護支援や、就職支援等、支援してくださる方の温かさ、幅広さにも多く触れることができました。

やはり、本人が困っている状態であるということに最初に気づけるのは、本人を除けば、普段から見てらっしゃる福祉などの支援者の方です。

そういった方と連携することによって、本人が解決できと思っていた問題を解決することができましたし、私自身も、福祉的支援が必要ではないかと考える人を福祉につなぐということができるようになったように思います。

4. 刑事弁護と福祉の連携

宮崎県弁護士会には、刑事弁護に熱心な弁護士の方々がたくさんいらっしゃいます。

隔月で有志の刑事弁護の事例検討等の勉強会もしています。

北千住パブリック法律事務所出身の弁護士の方々も主催・参加しています。

その勉強会をきっかけに福祉職の方に声をかけていただき、弁護士、福祉関係者がお互い学べる場を作ろうという話が持ち上がりました。現在、「宮崎TSネットワーク」という団体の立ち上げを考えています。

宮崎県の県北地域では、以前法テラス延岡法律事務所にいたスタッフ弁護士が立ち上げに関わった、SOWEL延岡という団体があり、福祉や司法の勉強会を開いたり、実際の刑事事件で福祉的支援を福祉関係者に頼んだりする等、活発な連携活動が行われていました。

一方、県央では個々の弁護士が知り合いの社会福祉

士の方に頼むということはありませんでしたが、団体としてそのような活動をしているところはありませんでした。

実際、私自身担当した事件で、生きづらさを抱えた方の弁護をする機会がありました。

その時は、関わって下さっている地域包括支援センターの方に、これまでの関わりの経過についてと今後の支援についてのお話を伺い、ようやく本人の中々仕事に就けない辛さ、お金を管理していくことの難しさ等がわかりました。私一人では、そこまで掘り下げることができなかったことから、福祉のことについての勉強ももっとしていかなければならないことを痛感しました。

一方、福祉関係者の方からは、刑事事件の手続きがよく分からない、弁護士がどのようなことを考えて動いているかよくわからない、という声も聞きました。

今後は、弁護士は福祉関係者の方の仕事を、福祉関係者の方は司法の仕事を理解した上で、連携を取り、生きづらさを抱えている方の手助けになればと思っています。

現在、宮崎でもコロナ禍の影響が出ています。

私もですが、福祉関係者の方も新型コロナに対し高リスクを抱えている方と接する機会が多くあります。

実際、デイサービスに行けずつまらない、レクリエーションもなくなり活気がなくなる等の声も多く聞きます。

ご家族の面会も制限され、長期間会えないという方のお話もよく聞きます。

今後は、刑事弁護の場面以外でも、福祉関係者の方との協力のもと、コロナ禍でも人との交流が豊かに保たれる方法、権利がしっかりと守られる方法を模索していきたいと考えています。

5. 結びに

宮崎に来てからも、北千住パブリック法律事務所の先輩方、出身の弁護士の方々に相談させていただきなど、たくさん助けていただきました。

東京で頑張っている同期の話聞くたびに、私も宮崎でもっと頑張らねばと心が奮い立ちます。

東京で1年間お世話になり、学んだことを胸に、これからも大好きになった宮崎の地で頑張っていきたいと思います。

